

回覧

令和5年1月30日

各 位

皆野町役場 総務課

令和5年度交通災害共済の会員募集について（お知らせ）

立春の候、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日ごろから町政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、埼玉縣市町村総合事務組合が運営を行っております、「交通災害共済」**令和5年度**についても下記のとおり会員募集をいたします。

加入をご希望される方は、別紙に必要事項を記入の上、最寄りの郵便局にてお申込みください。

交通災害共済とは

埼玉縣市町村総合事務組合が運営する「交通災害共済」は、みなさんが会費を出し合い、交通事故によってけがをしたり、死亡したとき、見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

1. 加入できる方
 - ① 町内にお住いで住民登録されている方
 - ② ①の方に扶養されている方で、修学のため町外に転出されている方
2. 年会費

一 般	500円
中学生以下	500円
3. 共済期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
4. 受付窓口 最寄りの郵便局にてお申込みください。
（※役場窓口では受け付けておりません。）
5. 留意事項
 - ◎3～5歳児、小中学生（平成20年4月2日～令和2年4月1日生まれの方）は町で加入します。
 - ◎申込書は複写式のため切り離さないでください。

（お問い合わせ先） 総務課 情報管財担当 電話 62-1231

令和
5年度

交通災害共済

家族そろって加入しましょう!

年齢・
健康状態に
関係なく
加入OK!

交通災害共済とは

皆さんが会費を出し合って会員となり、交通事故により負傷した
会員の方に見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

※事故の相手方の損害を補償するもの（自転車保険など）ではありません



埼玉県マスコット「コバトン」

年会費

(おひとり)

500円

中途加入の場合も同額です。

治療実日数3日

見舞金

死傷

亡 = 120万円

害 = 2万円~22万円

身体障害 = 80万円

(1級又は2級)

共済
期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※令和5年4月1日以降加入の場合は、申込日の翌日から令和6年3月31日まで

加入申込み

加入申込書に会費を添えて、以下のいずれかの窓口でお申し込みください。

お住まいの市役所・町村役場

申込用紙は、市役所・町村役場で配布しています。

お近くのゆうちょ銀行（郵便局）

申込用紙は埼玉県内の一部郵便局にあります（詳細はホームページにて）
加入受付期間は、令和5年12月末（年内最終営業日）まで

申込時期・申込方法については、お住まいの地域によって異なる場合がありますので、市役所・町村役場へご確認ください。

加入できる方



お問い合わせは
下記の担当窓口へ

① 埼玉県内の次の市町村にお住まいで、その市町村の住民基本台帳に記載されている方

(※市の50音順)

朝霞市	まちづくり推進課	048-463-1111
桶川市	安心安全課	048-786-3211
加須市	交通防犯課	0480-62-1111
北本市	くらし安全課	048-591-1111
久喜市	交通企画課	0480-22-1111
熊谷市	安心安全課	048-524-1111
鴻巣市	自治振興課	048-541-1321
坂戸市	交通対策課	049-283-1331
幸手市	市民協働課	0480-43-1111
志木市	総合窓口課	048-473-1111
白岡市	安心安全課	0480-92-1111
鶴ヶ島市	生活環境課	049-271-1111
新座市	市民課	048-477-1111
蓮田市	自治振興課	048-768-3111
日高市	危機管理課	042-989-2111
深谷市	市民課	048-571-1211
富士見市	協働推進課	049-251-2711
ふじみ野市	道路課	049-261-2611
本庄市	危機管理課	0495-25-1111
三郷市	生活安全課	048-953-1111
八潮市	市民課	048-996-2111
吉川市	危機管理課	048-982-5111
和光市	戸籍住民課	048-464-1111

(※町村の50音順)

伊奈町	生活安全課	048-721-2111
小鹿野町	住民生活課	0494-75-1221
小川町	防災地域支援課	0493-72-1221
越生町	町民課	049-292-3121
神川町	防災環境課	0495-77-2111
上里町	くらし安全課	0495-35-1221
川島町	総務課	049-297-1811
杉戸町	危機管理課	0480-33-1111
ときがわ町	総務課	0493-65-1521
長瀨町	総務課	0494-66-3111
滑川町	総務政策課	0493-56-2211
鳩山町	産業環境課	049-296-1211
東秩父村	総務課	0493-82-1221
松伏町	総務課	048-991-2711
美里町	総務課	0495-76-1111
皆野町	総務課	0494-62-1230
宮代町	町民生活課	0480-34-1111
三芳町	自治安心課	049-258-0019
毛呂山町	生活環境課	049-295-2112
横瀬町	総務課	0494-25-0111
吉見町	町民健康課	0493-54-1511
寄居町	生活環境エコタウン課	048-581-2121
嵐山町	町民課	0493-62-2150

② ①の住民に扶養されている方で、修学のため上記の市町村以外に住んでいる方

運営：埼玉縣市町村総合事務組合

さいたま市浦和区仲町 3-5-1 ☎ 048-824-1174

<http://www.sai-sougou.jp/koutsu.html>

埼玉縣市町村交通災害共済

検索



対象となる交通事故

共済期間中に日本国内で発生した下記の事故

- 道路上を走行中の自動車、バイク、自転車などによる接触、衝突、転落、横転等の交通事故（自損事故を含む）
- 歩行中、上記の車両にはねられたり、ひかれたりした事故
- 踏切道における電車等との接触、衝突事故

見舞金が支払われないもの

- 会員の故意又は重大な過失による事故
- 会員の無免許運転、飲酒運転等違法行為による事故
- 不正に見舞金の請求をした場合
- 地震、洪水、津波等の天災による事故
- 電車、飛行機、船舶、ケーブルカー、ロープウェイ、リフト等の事故
- 幼児用乗用具（玩遊具）による自損事故
- 歩行中の転倒事故
- バス等の乗降中における事故
- 上記のほか交通事故以外の事故

共済見舞金額

災害区分及び災害程度に応じた見舞金が支払われます。

（傷害 1、傷害 2 の見舞金の請求ができるのは実際に治療を受けた日（治療実日数）が **3 日以上** からです。）

	災害区分	災害程度	金額
1	死亡（※備考④）	死亡（交通事故のあった日から1年以内に交通事故が原因で死亡したとき）	120 万円
2	傷害 1 （交通事故証明書が得られる場合）	入院 1 日につき 2,000 円 通院 往診 } 1 日につき 1,000 円 ●それぞれの単価に日数を掛けた金額の合計額 合計額が 2 万円に満たないときは 2 万円とし、22 万円を超えるときは 22 万円を限度とします	2 万円～22 万円
3	傷害 2 （交通事故証明書が得られない場合）	入院 通院 往診 } 1 日につき 1,000 円 ●単価に日数を掛けた金額 合計額が 2 万円に満たないときは 2 万円とし、6 万円を超えるときは 6 万円を限度とします	2 万円～6 万円

備考 ①同じ日に2つ以上の医療機関等で治療を受けた場合は、1日として計算します。②精神的疾患又は治癒後の治療は対象となりません。

③交通事故証明書は、警察に交通事故の届出がないと発行されません。④交通事故証明書が得られない場合は、傷害 2 の適用となります。

身体障害 見舞金

傷害 1 の見舞金給付を受けた方が、当該交通事故による傷害が原因で、災害の発生した日の翌日から 2 年以内に身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級又は 2 級の障害を残すことになった場合に **80 万円** が支払われます。

請求期間 交通事故にあった日の翌日から起算して 3 年以内



見舞金請求に必要な書類

○は必要書類、△は場合により必要な書類

必要な書類（書類の費用は自己負担になります。）	傷害 1	傷害 2	死亡	身体障害
① 会員証	○	○	○	○
② 交通事故証明書 ◆取得方法は、警察署等にある申請用紙でゆうちょ銀行・郵便局へ申し込むと、自動車安全運転センターから後日郵送されます。	○		○	
③ 交通事故自認書（交通事故証明書が得られない場合）		○		
④ 診断書（様式第 11 号）・・・所定の様式 ◆組合所定の診断書と同様の受傷原因・受傷日・治療実日数等が記載された診断書（施術証明書）でも可能です。（必要項目の記載がないと、新たに所定の診断書を提出いただく場合があります。）	○	○	△	
⑤ 同乗者証明書（交通事故証明書に同乗者の記載がない場合）	△			
⑥ 見舞金振込先口座の通帳（口座番号・名義が確認できるもの） ◆ゆうちょ銀行口座への振込には、通帳の銀行使用欄に記載の「他金融機関からの振込の受取口座」を使います。	○	○	○	○
⑦ 戸籍謄本及び死亡診断書（死体検案書）			○	
⑧ 障害診断書及び身体障害者手帳の写し				○
⑨ 住民票等（住所変更した場合は、加入時の住所が確認できるもの）	△	△	△	△
⑩ 委任状（代理人が請求手続きをする場合） ◆代理人の範囲は、ご家族に限ります。振込口座が災害を受けた会員名義の場合又は親権者が手続きをする場合は、必要ありません。	△	△	△	△

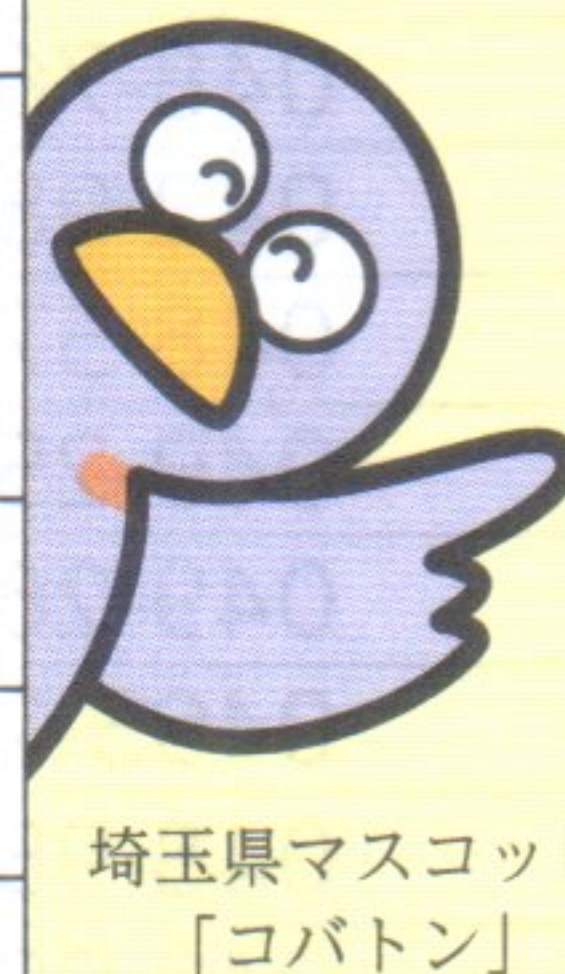
●見舞金の請求は、ご加入いただいた市役所・町村役場で手続きをしてください。

見舞金請求には、左記書類の原本が必要です。事故状況によっては、代用できる書類がありますので、書類を揃える前に、市役所・町村役場の担当窓口へお問い合わせください。

見舞金を請求できる期間は、交通事故にあった日の翌日から起算して「**2 年以内**」です。

診断書料助成について

共済見舞金請求で組合所定の診断書の原本を提出したときは、1 通あたり 5 千円（その他の様式は 3 千円）が見舞金に加算されます。（傷害 1 及び傷害 2 のみ対象）



埼玉県マスコット「コバトン」

令和 3 年度 加入支払状況

加入者数	見舞金支払件数	見舞金支払金額
171,672 人	992 件	65,121,000 円

このリーフレットを会員証と一緒に保管してください。

※②・④の書類は、写しに原本証明（原本保有の保険会社で証明）されたものでも可能です。
 ※③・④・⑤の用紙は、市役所・町村役場にあります。
 ※一部の書類については、組合ホームページからもダウンロードいただけます。

令和5年度 交通災害共済 加入申込書

〔加入できる方〕

① 埼玉県内の次の市町村にお住まいで、その市町村に住民登録のある方

市 朝霞市、桶川市、加須市、北本市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、
坂戸市、幸手市、志木市、白岡市、鶴ヶ島市、新座市、
蓮田市、日高市、深谷市、富士見市、ふじみ野市、本庄市、
三郷市、八潮市、吉川市、和光市（※50音順）

町村 伊奈町、小鹿野町、小川町、越生町、神川町、上里町、
川島町、杉戸町、ときがわ町、長瀬町、滑川町、鳩山町、
東秩父村、松伏町、美里町、皆野町、宮代町、三芳町、
毛呂山町、横瀬町、吉見町、寄居町、嵐山町（※50音順）

② ①の住民に扶養されている方で、修学のため上記の市町村以外に住んでいる方

※上記資格のない方が加入されても見舞金給付の対象になりません

〔共済会費〕

年 額・・・（おひとり）**500 円**

※令和5年4月1日以降の中途加入の場合も同額です

〔共済期間〕

令和**5年4月1日**から
（中途加入の場合は、申込日の翌日）令和**6年3月31日**まで

〔交通災害共済〕

交通事故により負傷した会員の方
に見舞金をお支払いする制度です。

自転車保険等とは異なります。



埼玉県マスコット「コバトン」

- 受付窓口は、お住まいの市役所・町村役場（支所・出張所）又は最寄りのゆうちょ銀行・郵便局です
- ゆうちょ銀行・郵便局での受付は、令和5年12月末日までです
- 詳しいことはお住まいの市役所・町村役場の担当窓口にお問い合わせください

制度の詳細は埼玉縣市町村総合事務組合ホームページへ▶

<http://www.sai-sougou.jp/koutsu.html>